

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県		
計画期間 実施期間	平成21～25年度 平成21年度	総事業費(交付金)	250,000千円(125,000千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		地域農産物加工品の販売量増加を目標とし、農林漁業の振興を図っており、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律および基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		米穀の新用途への利用の促進に関する法律と連携している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		事業実施主体である日の本穀粉株式会社がJA全農とちぎと生産製造連携事業計画を策定している。
事業の推進体制は確立されているか		日の本穀粉株式会社、JA全農とちぎによる事業推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		当該事業は活性化計画の目標及び事業活性化計画目標を達成するために必要な事業であり、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か		当該事業の実施期間は1年、計画期間は5年であり、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の要件を満たしている。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付金要望額は125,000千円であり、交付限度額(250,000千円×1/2=125,000千円)の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		平成21年度に実施する新規事業であり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		米粉製造施設はの耐用年数は10年であり、耐用年数5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		費用対効果算定は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われている。

	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により算定した結果、投資効率が1.06であり、1.0以上となっている。
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業内容は米粉製造施設の整備であり、実施要綱別表1事業メニューごとの実施要件(1)生産基盤及び施設の整備の中の処理加工・集出荷貯蔵施設、事業メニュー-27農林水産処理加工施設に該当する。要件類別は32であり、実施要領別表に規定する要件類別の32の事業内容に適合する。よって、当該事業内容は要件を満たしている。また、事業実施主体は民間事業者であるが、事業実施主体を需要者とする生産製造連携事業計画の対象とする生産者のほ場面積が5ha以上であり、事業実施主体の要件を満たしている。
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		事業実施主体である日の本穀粉株式会社への交付であり、個人に対する交付ではない。また、当該事業による施設は、事業実施主体の管理運営規定に基づき適切に管理運営されるため、目的外使用のおそれはない。
	施設等の利活用の見直し等は適正か		
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	-
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		小山市、下野市、野木町には事業実施主体である日の本穀粉株式会社以外に米粉製造施設はない。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		新用途米穀の生産製造連携事業計画から米粉の加工計画(施設利用計画)を策定し、施設の規模決定等を行っており、利用時記などの施設の利用形態を検討している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		施設規模については、新用途米穀の生産製造連携事業計画、米粉の加工計画等を検討し、過大とならないよう配慮している。施設設置場所は事業実施主体の保有する敷地内である。また、新用途米穀の生産ほ場は近隣に所在し、学校給食や道の駅等地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設の利用環境等について検討されている。
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか		米粉製造施設は、施工実績のあるメーカー、業者から見積もりを徴した上で経費を検討し、事業内容に見合ったものとしており、適切である。
	建設・整備コストの低減に努めているか		米粉製造施設は、新用途米穀加工品を原材料とする加工品の品質向上と安心、安全を満たす機能を有した必要最小限の施設であり、建設・整備コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		附帯施設は、新用途米穀加工品の品質向上と安心、安全を満たして製造販売するために整備するものであり、不可欠な施設等である。また、汎用性の高いものは交付対象としていない。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	-
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		整備予定場所は事業実施主体の保有する敷地内である。また、新用途米穀の生産者は地元居住者であり、適切である。
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		整備予定場所は事業実施主体の保有する敷地内であり、施設用地は確保されている。
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		事業実施主体の負担については、自己資金、金融機関借入による適正な資金調達計画と償還計画が策定されている。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		事業収支計画において、施設維持費、償却費を見込んでいる。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		事業実施主体において策定している。また、その内容については、計画主体と協議を行っていく。
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	-

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。